

デジタル工事写真要領書

1. デジタルカメラの種類

150万画素以上のデジタルカメラとする。(黒板の文字が視認できること)

2. 撮影モード及びデータ形式

JPEG形式とする。保存サイズはXGA(1,024×768)～UXGA(1,600×1,200)程度とする。撮影モードはHighQuality(綺麗)モードで撮影のこと。但し300万画素以上の場合は容量の肥大を防ぐため、NormalQuality(標準)モード程度にて撮影し、保存サイズも上記XGA～UXGA程度のサイズを指定して撮影のこと。

その他基本的な事項については別紙「工事記録写真撮影要領」による。

3. 写真管理ソフト

デジタル写真は写真管理ソフトを使用し整理すること。ファイル形式はXML形式とする。管理ソフトについては国土交通省のデジタル写真監理基準に基づいたソフトを使用すること。また、写真の整理は工程順に整理すること。(従来のフィルムカメラと同様とする)

4. 工事検査課検査の受検体制

専用ソフトにて整理し受検することを原則とする。また、PCは基本的に業者が用意する。やむをえず業者で用意できない場合は監督員が用意する。

モニターサイズは、13インチ以上で17インチ以上が望ましい。工事の規模が大きい場合(写真が多い場合)はモニター2台で受験する場合がある。

検査当日にPC等の用意ができない場合(検査受験場に電源が無い等)は、写真帳(カラープリントアウトしたもの)を用意し受検する。プリントアウトした写真サイズはサービスサイズを基本とする。(従来の工事写真帳と同様の形式)

原則としてデジタルカメラを使用した場合は、専用ソフト等を使用し工事状況のコメント等を記入して成果品とし、使用したソフトの専用ビューアを同梱したCD-RもしくはDVD-R(以下CD-R等)にて電子納品するものとする。

また、しゅん工検査前(2～5日程度)に事前提出を求められる場合があるので早めの整理をすること。

5. 成果品(納品物)

専用ソフトで作成した写真帳と同ソフトのビューアをCD-R等収納し提出すること。提出枚数は2組とする。

また、補助・単独合併工事の場合は予算費目ごとにCD-R等を分けて作成すること。CD-R等の作成方法は別紙「完成図書等作成要領」による。